

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 6 | 国民健康保険システム 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山陽小野田市は、国民健康保険システムにおける特定個人情報保護ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県山陽小野田市市長

公表日

令和5年3月10日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 国民健康保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>国民健康保険法に基づき国民健康保険の資格の異動、医療等にかかる保険給付、国民健康保険料の賦課及び収納業務等を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①国民健康保険にかかる被保険者の資格管理(資格得喪・異動・被保険者証、高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受給証等の交付)</p> <p>②国民健康保険の保険給付</p> <p>③国民健康保険料の賦課(保険料の決定)</p> <p>④医療費等にかかる負担割合の決定(70歳以上一部負担金、高額療養費の限度額等)</p> <p>⑤保険料にかかる滞納整理</p> <p>⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(オンライン資格確認の準備業務)</p> |
| ③システムの名称 | 国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー等 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民健康保険システムデータベースファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p><国民健康保険関係事務></p> <p>・番号法第9条第1項、別表第一の30の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号法第9条第1項、別表第一の30の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条</p> <p>・公金受取口座登録法施行規則第2条第13号</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p><国民健康保険関係事務></p> <p>・番号法第19条第8号及び別表第2の以下の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の規定であって、番号法別表第2の以下の項に対応するもの(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93及び106の項)</p> <p>・46の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・42、43、44及び45の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号法附則第6条第4項</p> <p>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 山陽小野田市 福祉部 国保年金課 |
| ②所属長の役職名 | 国保年金課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |

| | |
|--------------------------|---------------------------------------|
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 山陽小野田市 総務部 総務課 法制係 (電話)0836-82-1121 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 山陽小野田市 福祉部 国保年金課 国保係 (電話)0836-82-1179 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和1年10月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和1年10月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------|---|--|------|-------------|
| 令和2年10月21日 | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 国民健康保険法に基づき国民健康保険の資格の異動、医療等にかかる保険給付、国民健康保険料の賦課及び収納業務等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民健康保険にかかる資格の異動 ②国民健康保険料の賦課(保険料の決定) ③医療費等にかかる負担割合の決定(70歳以上一部負担金、高額療養費の限度額等) ④保険料にかかる滞納整理 | 国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格の異動、医療等にかかる保険給付、国民健康保険料の賦課及び収納業務等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民健康保険にかかる被保険者の資格管理(資格得喪・異動・被保険者証、高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受給証等の交付) ②国民健康保険の保険給付 ③国民健康保険料の賦課(保険料の決定) ④医療費等にかかる負担割合の決定(70歳以上一部負担金、高額療養費の限度額等) ⑤保険料にかかる滞納整理 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(オンライン資格確認の準備業務) | 事後 | 変更漏れによる事後修正 |
| 令和2年10月21日 | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 国民健康保険システム、収納管理システム及び滞納管理システム並びに宛名管理システム及び中間サーバー | 国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー等 | 事後 | 変更漏れによる事後修正 |
| 令和2年10月21日 | 3.個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一の30の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 | <国民健康保険関係事務> ・番号法第9条第1項、別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項、別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 事後 | 変更漏れによる事後修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------------------------|--|--|------|-------------|
| 令和2年10月21日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93及び106の項) ・46の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・42、43、44及び45の項 | <p><国民健康保険関係事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2の以下の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の規定であって、番号法別表第2の以下の項に対応するもの <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93及び106の項) ・46の項 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・42、43、44及び45の項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 事後 | 変更漏れによる事後修正 |
| 令和3年9月1日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号及び別表第2の以下の項 | 番号法第19条第8号及び別表第2の以下の項 | 事前 | — |
| | | | | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---------------------|--------|---|------|-----------|
| 令和5年3月3日 | 3.個人番号の利用 法令上の根拠 | (追加記載) | <ul style="list-style-type: none">・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条・公金受取口座登録法施行規則第2条第13号 | 事前 | |